



4月9日付
申20号

社員の安全、命を守るために 直ちに対応することを強く求める！

「新型コロナウイルス」の感染拡大に伴い妊娠中、病気加療中の社員の人命を守る緊急申し入れ

本部・本社間で行われた申23号団体交渉において、妊娠している社員と病気療養中の社員がテレワークを希望する場合は「箇所長に申請し、承認されれば可能」と確認されています。

しかし、現場において該当社員がテレワークを申請すると現場長より「支社よりテレワーク利用にストップがかかっている」との回答がされテレワーク使用を認められませんでした。妊娠中の社員は勤務免除が認められましたが、病気療養中の日勤勤務者は未だ認められていません。

また、新潟支社の認識として「新潟県は新型コロナウイルスがそこまで広がっていない」ということが明らかとなりました。

労働組合として社員の安全、命を守るために申20号を新潟支社に提出し、1日も早い対応を強く求めます。

■ 申20号 申し入れ項目 ■

1. 現業機関においても妊娠中、病気加療中でテレワークを希望する社員の申請を認めること。

未曾有の事態であるからこそ命を優先させる環境を実現しよう！